

令和4年第4回 飯塚市議会会議録第3号

令和4年9月9日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第5日 9月9日（金曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。4番 奥山亮一議員に発言を許します。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

通告に従い、今回は「不登校特例校の設置について」質問いたしますので、よろしくお願いいたします。不登校児童生徒については、一般質問で何度も質問されており、様々な対策も実施されておりますが、毎年増加しているように思います。政府においても教育機会確保法により対策を講じておりますが、まだまだ実施校も少ないようです。私見になりますが、私が子どもの頃は、大人の方や目上の方が言うことは、皆が、はいと言って聞いていたと思います。特に、学校の先生の言うことは、親も子どもも絶対だったというふうに思っております。最近は大きく変わってきて、子どもの意見など、どんどん取り入れたりするようになってきているように思います。

政府の自殺対策白書によると、1年のうち8月と9月に小中高生の自殺者が多く、特に9月1日が突出しているようです。非常に残念に思います。全国不登校新聞社の昨年8月の緊急アピールによると、子どもの学校に行きたくないという訴えは、命に関わるSOSであると警鐘を鳴らしています。学校に行くことだけが正解ではなく、悩みから避難してみることも、最善のときもあると。また、何より大切なことは生きることにあります。その一方で、西日本新聞の社説には、子どもには学ぶ権利があるとも掲載されておりました。不登校で学校に通えない児童生徒には寄り添って、大人が子どもの心の中の声を聞くことが重要ではないかと考えております。学校に通えない子どもたちは、家庭で独り苦しんでいる子どももいれば、本市ではありませんが、日々、充実と言いますか、元気にしている不登校ユースチューバーの中学生もいる時代です。

そんな中、不登校の児童生徒がおられる担任の先生方は、何か月も各家庭に足しげく訪問され、やっと学校に通うことができるようになった子どもたちもたくさんおられることと思います。ただただ感謝いたします。前置きが少し長くなりましたが、先生方の努力による成果や具体的数値、また、今後の取組などを伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、不登校児童生徒の推移について伺ってまいります。市内の不登校児童生徒について教えていただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校児童生徒の数についてでございますが、まず、不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者を指しますが、本市における年間30日以上欠席した不登校児童生徒数については、過去3年間の推移を見ますと増加傾向にあります。

小学校では令和元年度71人、令和2年度には107人、令和3年度は134人となっております。また、中学校では令和元年度172人、令和2年度200人、令和3年度は229人となっております。全体としましては、令和元年度、小中学校合わせてでございますが243人、令和2年度307人、令和3年度363人となっております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今、伺いますと、令和3年度、昨年3月末で363人ということで、非常に多い。子どもさんが30日以上休んでいると。数値資料をもらっておりましたが、これをちょっと表にしたんですけども、例えば令和元年に1年生に上がって、8人いた子どもが、翌年に2年生になるわけですけども、倍の19人、これは倍々で、学年が上がるたびに増えていっております。これは中学生も同様に、1年生のときは39人だった生徒が、2年生になるとときには62人というふうに、どんどん増えていっているということで、どのような対策をされたのかなど、また後々聞いていきますけれども、こういうふうに増加傾向になっておりますが、その主な理由は何でしょうか、お願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

増加傾向にある理由でございますが、様々な要因があり、一概に言うことはできませんが、不登校数が増加した理由として、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により生活環境が変化し、児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと。日常の授業における学校行事や部活動などの様々な活動が制限され、子どもたちが対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと。そういったことなどが要因ではないかというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

今、3つ、物理的な距離、それから子どもたちが対面でやり取りする機会が減少したこと、それからなどということですが、物理的距離、対面の機会の減少、などについて具体的な内容を教えていただきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず最初の物理的距離でございますけれども、コロナ禍の状況においては、児童生徒は可能な限り目安として概ね1メートルから2メートルの距離を確保することとされております。また、②の対面の機会の減少でございますが、異学年交流の学校行事や中学校への体験入学、部活動等や職場体験等の地域の方々との対面での交流や接触を伴う体験活動についても、機会の減少や内容に制限が生じている状況となっております。このような物理的距離や対面機会の減少が、子どもたちが積極的なコミュニケーションを避ける精神的な距離感を生じさせている一因となっているのではないかと思います。また、などの③についてでございますけれども、このようなコミュニケーション不足の状況が、不登校兆候の子どもたちが学校へ行く意欲を促すための登校刺激

へつなげることが難しくなっているのではないかというふうに考えております。

今後、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、独りで抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があり、引き続き周囲の大人が子どもたちのSOSを受け止め、組織的対応を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含む外部の関係機関等につなげて対処していくことが重要だと考えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

スクールカウンセラーからスクールソーシャルワーカーということで、どんどん使っていて、子どもに寄り添っていただければと思います。

次に、不登校の状況には特徴があるかと思えますけれども、月別で特徴がありますか。よろしくお願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

欠席日数の月別の特徴でございますけれども、欠席日数が多い児童生徒が、累積欠席日数30日に達する時期が、中学校では5月から6月、小学校では9月から11月となり、1年の中でも不登校数が増加する時期となります。本年度の状況は昨年度と比較しても、ほぼ同程度の割合で推移している状況でございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

小学校は9月から、中学校は5月からもう30日に達するというようなことですが、毎年同じ傾向なのかどうか。また、小学生の場合ですと、入学当初から月3日前後休んで9月に30日になってくると。中学生は月10日前後休んで5月にはもう30日になってしまうというような内容になるかと思えますけれども、この結果を踏まえて、一番生活環境が変わる新入生、進級生に対してどのようなサポートを行っておられるのか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

小学校の新入生には、保育所、こども園等と入学前の子どもたちの情報の連絡会や入学説明会、体験入学を行い、個に応じた入学への支援体制を行っております。新学期には前担任との引継ぎを丁寧に行い、児童に不登校兆候が見られた段階で個別の支援体制を整え、チームによる支援を行っております。中学校においても同様の取組を行っております。加えて、小中一貫教育の取組でもあります中学校教員が小学校で授業を行う乗り入れ授業や、小中合同行事なども行い、小学校から中学校への円滑な接続を行うことにより、生活環境の変化へ対応ができるように取り組んでおります。

また、児童生徒及び保護者スクールカウンセラー等によるカウンセリングの紹介や、電話等で相談できる窓口の周知を行っております。こどもホットライン24や24時間子どもSOSダイヤル、LINEで相談できる児童生徒の相談窓口などもあり、それぞれ児童生徒にチラシなどを配付しております。

また、学校内では毎月、児童生徒にアンケートを実施し、気になる記述がある場合は、教師が直接面談を行うなど、悩み相談ができる体制を整えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

私事で恐縮ですけれども、私も一番上の孫がちょうど小学校1年に上がったときに、家で生活をしておりましたので、ちょうど給食が出るくらいの時期でしょうか、学校に行きたくない。全然原因が分からずに、行かないかんよということで、よく怒ったりしておりましたけれども、最終的には、給食の食材というか、野菜というか、これがなかなか食べられなかったんでしょう。担任の先生も食育というところで力を入れられて、食べるまで残るようなことがあったんでしょう。それから行くのを渋ったり、今はもう5年生になりますから、それはないんでしょうけれども、やはりそういうちょっとしたところになかなか気づけない。先生も気づかなかったかもしれませんが、一緒に生活している私たちも気づけない。なかなかやはり難しいものだなと。特に新1年生とか、進級したりとか、中学校に上がったとかいう子どもさんは、いろいろな不安が多いと思いますので、こういう機会、またアンケート等を、難しいところもあると思いますが、しっかりやっていただければと思います。

先ほどの答弁の中に、チームによる支援というのがございました。具体的にはどのようなものなのか、お願いします。それから、毎月行われている児童生徒へのアンケートとありましたが、私たちも過去にすることがありますが、企業等が実施しているようなメンタルヘルスチェックと同様なものなのかどうか、内容についてお願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校兆候が見られる児童生徒の対応を全て学級担任に任せるのではなく、学級担任に加え、生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等が、個々の児童生徒に対して情報共有をし、対応のためのチームを組むことで、それぞれが個々の児童生徒の状況に応じた適切な支援を行うものでございます。このようにチームで対応することにより、児童生徒が相談しやすい教職員等に相談することができ、また、個々の教職員等が持つ知見により、その子に応じた適切な対応ができるなどの効果が見込めるものでございます。

また、後段のご質問であります児童生徒へのアンケートにつきましてでございますけれども、学校では毎月行われるアンケートは、いわゆるメンタルヘルスチェックとは異なり、主に児童生徒のいじめに係る事案の早期発見、早期対応を目的として行われるものでございます。具体的なアンケートの内容としては、直接的にいじめの有無について問うもの、学校生活全般での児童生徒の状況を問うもの、児童生徒が今持っている悩みを記述式で問うものなどになっております。学校はアンケート結果を基に、個別に教育相談を行うことで、いじめの早期発見だけでなく不登校の未然防止等の対応を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

チームで、一人でもやはりいろいろな先生方と子どもが触れ合うことで安心できるのかなというふうに思いますし、アンケートはなかなか難しいことがあると思いますけれども、やはり対面で子どもの顔を見ながら、私たちもよく昔の職場のことを話してもあれですが、よく寝ていますかとか、食べていますかというようなことを、よく聞いたこともありますけれど、そうやって寄り添っていただければと思います。

次に、長期不登校児童の状況について伺います。長期不登校となっている児童生徒については、どのくらいおられるのか、お願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

長期の不登校でございますが、長期間の不登校を年間に90日以上欠席した児童生徒といたしますと、令和3年度は小学校が44名、中学校が181名の合計225名となっております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

先ほど、30日以上が300人前後ですかね、90日以上になると225人ということで、これはなかなか放っておけないというような数字ではないかというふうに思います。90日以上ですから、それ以上もあるんだろうと、180日、学校は220日ぐらいですかね、出席しなくてはいけない日がある。かなり厳しいかなというふうに思います。今、伺いましたけれども、こういう長期不登校児童生徒には、なかなか学校に来る機会が少ないと思いますが、どのように対応を行っているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

長期間の不登校児童生徒に関しましては、教師が家庭訪問を行いながら、配付物や教材の受け渡しなどを行い、学校との関係が切れない工夫を行っております。また、タブレットを活用し、家庭と学校を結んでオンライン学習を実施している事例もございます。また、飯塚市適応指導教室、コスモスのことでございますけれども、コスモスの指導員が学校訪問を行い、支援を受けていない児童生徒及びその保護者にコスモスの活用を促すよう積極的に働きかけを行っており、本年度は4月から利用者が増え、現在11名の中学生がコスモスを利用しております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

コスモスを11名の中学生が利用していると。それから学校との連絡が途絶えないように、家庭訪問に足しげく通っているということです。

次に、このコスモスですが、11名の中学生が通っておりますけれども、コスモスの定員についてはどのようになっているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

コスモスの定員でございますけれども、条例等には定員についての記載はございませんが、現在利用しています穂波庁舎西館2階の会議室の施設の広さを考えますと、15名程度の児童生徒の利用が適切ではないかというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

15名ということで、まだまだほかの場所等を活用しながら、連携しながら、多くの子どもさんが通えるような状況をつくっていただければと思います。コスモスについては、ちょっと概要も説明をお願いしたいと思いますが、利用している子どもの変化で話せることがありましたら、お願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

先ほど来申しておりますコスモス、こちらの正式名称は飯塚市適応指導教室と申しまして、こちらのほうは登校拒否、または不登校の児童生徒の自立を促し、学校生活及び社会生活への適応

指導を行うことを目的として、飯塚市適応指導教室条例に基づき穂波庁舎西館2階に設置している施設でございます。学校及び家庭と連携し、不登校及び不登校傾向の児童生徒に対し社会的自立を目指した支援、適応指導として、児童生徒個人に応じた教科の学習支援、自然体験活動やスポーツ活動、集団活動を通して達成感や充実感、自己存在感等を味わっていただき、協調性や忍耐力を育てる取組も実施しております。また、教育相談を実施し、児童生徒と十分に話し合いながら抱えている不安を取り除くとともに、自らの進路について考え、それを実現しようとする意欲を持たせるように取組を行っているところでございます。

利用している子どもたちには、自分の体調に応じて自発的に通所し、自分で考えた学習をきちんと行うことができるようになったり、個別の相談の際にも、自分の意見をきちんと述べるようになるようになったりなどの変化が見られるようになった例がございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

社会的自立を、やはり私たち大人が子どもたちを元気に社会に送り出していこうということが重要なというふうに、また本人も自発的に、体調に応じて、これは途中から帰ることも可能ですかね、出入り自由、そういうことです。

次に、不登校児童生徒の個々の不登校の理由について、主なものについて教えてください。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校理由の主なものでございますけれども、令和3年度の不登校児童生徒の主たる理由で一番多いのが、小学校中学校ともに、無気力・不安で全体の42.1%となっております。次に、生活のリズムの乱れなどが22%となっております。次に、親子の関わり方が10.5%、小中別に見ますと、小学校が16.4%、中学校が7.0%となっており、小学校での理由が多い傾向にございます。学校生活に係る理由としましては、小学校中学校ともに、いじめを除く友人関係をめぐる問題が5.2%となっております。次に多いのが学業不振が5.0%、小中別に見ますと、中学校が7.4%、小学校が0.7%であり、中学生に多い傾向がございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

無気力・不安というのが42%、半分近くあるわけですがけれども。あと親子の関わり、これもなかなか難しい問題だろうと。それから学業不振、私のときは全然、学業不振でしたけれども、ちゃんと通いました。

最初に、一番多い無気力・不安というのは、当然、その前に何かの原因があるというふうに思いますけれども、具体的にはどのようなものがあるのか、お願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

無気力・不安の原因でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境の変化により生活のリズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい、学校に行くことに不安を感じる、こういった状況にあったことも背景として考えられます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

なかなか無気力・不安については難しいところがあるのかなというふうに思います。ここはしっかり子どもの声を聞いていただければというふうに思います。少しでもそれを取り除くような施策、対策をお願いします。

次に、不登校児童生徒また保護者への教育相談体制について伺いますが、様々な不登校理由に対してどのように対応されているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校の理由によっては、学校現場だけでは対応できないケースもあることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所や子育て支援等の関係機関とも連携を図り、個に応じた支援を行うことが重要となっております。そこで飯塚市では、スクールカウンセラー配置事業を推進しており、県費で配置されている13名のスクールカウンセラーに加え、市費で5名のスクールカウンセラーを配置することにより、児童生徒、保護者のニーズに応えられる効率的な相談体制を整えております。また、市費によるスクールソーシャルワーカーも昨年度の3名から5名に増員し、配置形態も拠点校巡回型に変更いたしました。スクールソーシャルワーカーが拠点校に配置されることで、より学校や保護者からの相談に応じやすい、また関係機関と接続しやすい体制を整えております。令和3年度のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用数は小学校が44件、中学校が90件となっております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

増員されて、隅々まで届くようにということで、ありがとうございます。

次に、今、答弁されました活用数が小学校44件、中学校90件とのことですが、多いのか少ないのかというのは分かりませんが、どのように評価されているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

相談件数につきましては、全体でも年々増加傾向にあります。これは相談やカウンセリングを受けることに抵抗があった児童生徒や保護者に、相談やカウンセリングの有効性を伝え、相談への壁が低くなってきたからだというふうに考えております。相談件数の増加は取組の大きな成果であるというふうに評価をしております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

本来であれば、減るのがいいんでしょうけれども、やはり現実の数値を見ると、どんどん利用していただいて、少しでも元気な子どもの顔を見たいなというふうに思います。

次に、保護者との連携はどのようになっているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

保護者の方との連携でございますが、常に学校と家庭、保護者と連絡を取り合い、社会に自立できるよう、児童生徒の進路について話し合いを行っております。子どもが学校に行き渋る原因となっている部分を相互に確認し、取り除くことができるように取り組んでおります。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

やはり家庭と社会と学校という大きなところがあります。家庭の保護者の方にはしっかり理解いただきたいというふうに思います。

次に、不登校支援の取組について、保護者や地域にそのような情報、また不登校とはこういうものだというような周知がされておられるのかどうか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

周知につきましては、福岡県が作成したリーフレットを配布して、周知のほうを図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

以前は、平日は子どもは学校に行っているというのが普通でしたので、なかなか街の中で子どもの姿を見かけることはありませんでしたけれども、最近はよく見かけることが多くなっております。当然、私たちは今日は学校休みかなというふうに思ったりしているところがあると思いますので、地域の方も、あそこの子どもが遊んでいるけれど、今日は学校休みかなというふうなことを思っておられる方も多いと思いますけれど、やはり地域でこういう大きな問題があるんですということを知っていただくことも、大きな解決になるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、教職員の方への研修について、どのように実施されておられるのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校支援の取組についてでございますけれども、福岡県が作成したリーフレット及び市が独自に作成したリーフレットを基に、校長、教頭に対しては年間を通じて周知・啓発を行っております。また、生徒指導担当者の研修会を実施するとともに、各学校では教職員に対して、不登校傾向が見られる児童生徒に対してのマンツーマンでの対応や、不登校傾向のある子どもたちと多く接しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを講師として招いての研修などを実施しております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

私も福岡県のリーフレットをちょっと見ましたが、その中には、環境によっては、どの児童生徒にも起こり得る事象だというふうにご書いておりましたので、元気な子がかからない、おとなしい子がかかることではなくて、やはり学校でしっかり子どもの日々を、大変ですけれども見ていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、取組の成果や効果について、数値化というか、どのようになっているのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

取組の成果としましては、学校復帰の児童生徒数が挙げられると思います。令和3年度は小学校で134人中34名、中学校では229人中51名、合計363人中85名が学校復帰を果たしており、学校復帰率は約23.4%となっております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

少しずつではあるのかもしれませんが、成果として子どもが元気に学校に通えているということは、やはりすばらしい取組だなというふうに思いますので、どんどん拡大していただけるようよろしくお願いします。

次に、取組により改善が見られた事例についてお伺いをいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

事例としましては、不登校の兆候が見られる児童生徒に対して、個別のマンツーマンでの対応シートを作成し、学校でチームとして対応することにより、不登校に至る前の段階で改善に至ったという事例がございます。また、学校との接触を拒んでいた保護者がスクールソーシャルワーカーと面談を行うことで、学校と連携を図り、児童生徒への個別の支援を行うことの有効性を伝えたことで、家庭が学校と連携するようになり改善が見られたケースがございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

不登校になる前に改善できたと、これはすばらしいことだと思いますし、また保護者の方が、学校が取り組んでいるこういうソーシャルワーカー等を利用して、そこで理解を深めていただいたということは大変大きな成果ではないかなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、民間における支援活動の現状について、市内や市外にあるフリースクールを利用している児童生徒はどのくらいおられるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

令和3年度には、飯塚市立の児童生徒は市内、市外を含め5つの施設を利用しており、学校と民間施設を連携し支援を行っております。令和3年度に民間施設の相談指導者等の支援を受けた児童生徒数は、市内にある「みんなのおうち」が児童1名、生徒9名の合計10名が利用しており、同じく市内にある「子育てオアシス」を児童1名、生徒26名の合計27名が利用しております。また、市外では、「県立大学キャンパス・スクール」を児童5名、生徒5名の計10名、「フリースクールやまねこ」が児童2名、「九国高等学院ユーカーリ」を生徒1名が利用しております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

先ほど公立の部分をお尋ねしました。10名ということでしたけれども、民間になると、かなりの人数の子どもさんが活用されているということで、子育てオアシスは27名と、すごい人数の子どもさんが行っているなど。市外ですと、田川市ですかね、県立大学。それから篠栗、この九国、ユーカーリは生徒が1名ということで、民間と連携しながら、公立もそうですけれども、どんどん子どもさんがやはり表に出て来て、元気に生活を送っていただけているという状況が見えてまいりました。

次に、それら民間支援団体はどのような活動を行っているのか、把握されておられれば、お願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

民間のフリースクールでは、不登校児童生徒に対して社会的自立を目指した支援、適応指導が行われており、それぞれの児童生徒に応じた教科の学習支援や自然体験活動やスポーツ活動、集団活動を通して達成感や充実感、自己存在感等を味わっていただきながら、協調性などを育む支援等を行っております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

自己存在感というのは大変重要なことというふうに思います。

次に、それらの民間支援団体とはどのような連携を行っておられるのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

民間支援団体が運営するフリースクールには、定期的に学校から教材等を渡すために訪問するとともに、支援団体の方々と通っている児童生徒の出席や学習内容等について聞き取りを行い、状況を把握するようにしております。可能であれば、本人と会うこともありますが、子どもの気持ちを配慮し、支援団体から状況を聞いた上で許可を得て、会うこととしております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

定期的に学校から教材等を、これは誰が行かれているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

担当校の教員のほうになります。こちらの民間スクールに通われている児童生徒の本来の学校の先生が行かれているということでございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

次に、教育機会確保法について伺ってまいります。教育機会確保法とはどのような法律なのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育機会確保法は、正式には義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律と言います。平成28年に公布された法律となります。教育機会確保法は、教育機会の確保等に関する施策について基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としております。また、本法律には、学校以外の場で行う多様な適切な学習活動の重要性等が規定されており、不登校児童生徒に対する支援のさらなる充実が求められているところでございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

冒頭から子どもさんの不登校の数値等を伺ってまいりました。中には、学校に行くよりも、休暇というか、休んで家にいたほうが良いという子どもさんもおられますし、このように教育をする機会をつくるんだということもありますけれども、この確保法の基本理念についてはどのようなものなのか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育機会確保法には、教育機会の確保等に関する施策における5つの基本理念を規定しております。1つ目が、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図られるようにすること。2つ目が、不登校児童生徒の多様な学習活動を踏まえた、個々の状況に応じた支援が行われるようにすること。3つ目が、不登校児童生徒が安心して教育を受けられる学校の環境の整備を図られるようにすること。4つ目が、年齢、国籍にかかわらず能力に応じた教育機会の確保がされるようにするとともに、社会的な自立につながる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上を図られるようにすること。そして5つ目が、国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間団体等の密接な連携の下に施策を行うこととされております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

重要なのが1つ目と4つ目でしょうか、環境の確保を図るということと、教育の機会を確保すると、これは重要だろうというふうに思います。後々聞いてまいりますけれども、本市ではこの法律の理念に沿い、不登校児童生徒に対してどのような施策を実施されておられるのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

教育機会確保法において、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等の5つの措置を講じるよう努めることとなっており、本市においては、1つ目に、全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置として、市内の小中学校の児童生徒の実態に応じた学習支援を行い、授業は教室という概念にとらわれず、全ての児童生徒に学習の機会を提供できる仕組みを構築しております。2つ目に、教職員、心理・福祉等の専門家等との関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置として、スクールカウンセラー等の配置事業を促進するとともに、スクールソーシャルワーカーを増員し、拠点校巡回型へ変更して、より学校や保護者からの相談に応じやすい、また、関係機関と接続しやすい体制を整えております。また、年に2回程度、民生委員、児童委員や少年サポーター職員等の専門的な知識を有する方々から構成されるいじめ不登校問題連絡協議会を開催しており、各関係機関の方々との情報の共有や促進に努めております。3つ目に、不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置として、適応指導教室コスモスの整備及び指導員による学校訪問を実施しております。4つ目に、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置として、教育委員会、学校と県立大学やフリースクールなどの民間の団体等が連携した支援の充実、ICT等を活用した家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実、これらの支援を改善、充実、継続して進めるための支援体制の整備等を行っております。最後、5つ目に、学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置として、フリースクールや各種相談機関等の連絡先について取りまとめたリーフレットの配付、生徒の進路決定の参考となる資料の配付、

1人1台タブレット端末を活用した資料提供等を行っております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

5つとも、それぞれいろいろな対策をされているということで、ありがとうございます。5つ目に、最後に言われました生徒進路の決定は、特に中学生は、その先の進学なのか、また、それ以外なのかということで、非常にやはり重要な時期だろうというふうに思います。資料の配付、それから1人1台タブレット端末を活用した資料の提供というふうにご答弁いただきましたが、不登校支援へのタブレットの活用の具体的な運用について、お願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校児童生徒の学習権の保障の観点から、様々な学びの場と方法を各学校で工夫し提供しており、その一つの方法としてタブレットを活用しております。タブレットの活用により、市内の小中学校の児童生徒の実態に応じた学習支援を行うことが可能となり、授業は教室という概念にとらわれず、全ての児童生徒に学習の機会を提供できる仕組みを構築し、より充実した環境となるよう取り組んでおります。

今後、学校に行けない児童生徒が適応指導教室や自宅からでも、学校と同様に学習ができる学習環境を構築するため、飯塚市内小中学校が統一したハイブリッド型教育を段階的に推進しているところでございます。具体的な取組といたしましては、自宅からのオンライン学習、学習支援ソフトを活用したオンライン学習、スクールカウンセラーと児童生徒やその保護者とのオンライン相談等を実施しているところでございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

タブレットを利用して、いろいろな学習方法があるんだなというふうに伺いました。その中で、ハイブリッド型教育というのが、段階的に推進しているというようなことでしたが、このハイブリッド教育について、自宅からオンラインにて学習する場合の規則、条件といたしますか、どのようにされておられるのか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

ハイブリッド型教育につきましては、例えば、児童生徒が自宅からオンラインで授業に参加する場合は、規則と申しますか、大前提としまして、児童生徒、保護者とコミュニケーションを取り、授業参加の方法を説明し、共通理解の下、実施するようにしております。児童生徒が自宅でオンラインを活用して学習する場合は、健康面への配慮が必要となりますので、児童生徒への指導や保護者の協力が不可欠でございます。また、対面とオンラインの授業を両立するためには、機器の整備や体制づくりが必要となってまいります。教育委員会といたしましては、ハイブリッド型教育を段階的に進めていく中で課題を解決しながら、市内で統一したガイドライン等を整備し、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

保護者の方も協力が必要だろうというふうに思います。私が1つ思っているのは、今日、学校を休むからハイブリッドで出ようとか、この授業は聞かずに、あの授業だけ聞こうとか、そうい

うフリーなものが可能なかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

現時点では、そこまで想定した考えはございません。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

そういう子が出てくるのではないかと、私もそのほうが、ということがあると思いますから、しっかりそこはしておかないと、そういうふうな子が増えます。よろしくお願いします。

次に、不登校特例校の認識について、先ほど、るる説明がありましたけれども、教育機会確保法に規定されております不登校児童生徒の支援のための不登校特例校について、ご説明をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

不登校特例校でございますが、不登校特例校とは不登校児童生徒に配慮した特別な教育課程を持つ学校のことでございます。正式には不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校と言い、文部科学大臣が指定いたします。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

その中で特別な教育課程というふうにありましたが、これはどのようなものなのか、お願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

特別な教育課程とは、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目的の達成に努めつつ、学校教育基本法施行規則の定めにかかわらず編成される教育課程のことを指すものでございます。具体的には、不登校児童生徒の学習状況に合わせた少人数指導や習熟度別指導、学校外の学習プログラムの積極的な活用等により、不登校の児童生徒の実態に合わせて弾力的に編成した教育課程により、児童生徒個々の実態に即した支援を行うものとなります。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

その特例校ですが、現在、何校設置されておられるのか、お伺いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

構造改革特区での規制緩和の一環として平成16年に東京都八王子市に初めて導入され、平成17年に学校教育法施行規則の改正により制度化され、現在、全国で10自治体、21校が指定されており、うち公立が12校、私立が9校となっております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

まだまだ進んでいないのかなというふうに思います。その中で、先行設置校ではどのような効果があるのか、把握されておられましたら、お願いします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

文部科学省が作成しました「不登校特例校の設置に向けて（手引き）」、こちらによりますと、不登校児童生徒の解消、自己肯定感の高まり、意欲的な学習への変化や不登校児童生徒の新たな居場所、学びの場となっていること。また、個に応じた支援ができ、基礎学力の定着と進路実現につながっていることが挙げられると思います。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

いろいろな形で進んでおられるというふうに分かりました。

次に、先行設置校での課題について把握されておられれば、お願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

先ほどの手引によれば、まず、登校できることを目指すため、なかなか本格的な学習活動に取り組めないこと。情緒障がいや発達障がいの児童生徒が多く、特性に応じた支援が必要だが、教員の数が不足していること。私立については授業料等の経済的負担感が大きいことが挙げられております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

やはりなかなか不登校になっておりますから、そこまで来るとというのが、スムーズにいくかという大きな問題が、課題というか、あるんだろうというふうに思います。

次に、法律では、地方公共団体は不登校特例校の整備に努めることとなっておりますが、本市では設置を検討しておられるのかどうか、伺います。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

法律では、地方公共団体は不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置を講ずることとなっております。本市では、適応指導教室、教育支援センターでございますけれども、こちらの整備、支援体制の充実を中心に、不登校児童生徒の学校復帰に向けた指導、支援を行っております。特例校については、現時点では検討はいたしておりません。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

検討されておられないということでしたが、本市には、先ほどもありましたように、長期不登校の児童生徒が225名おられるという現実があるわけですので、何とか進めていただきたいというふうに思います。

次に、進めておりませんということでしたが、設置を検討されていない大きな理由は何でしょうか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

既に不登校特例校を設置している自治体においては、全てではありませんが、学校の統廃合による跡地の利活用について検討する中での特例校の設置に至ったという経緯があり、現在の本市の現状においては、即時に特例校の設置についての検討が難しい状況にあることが理由でございます。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

即時に設置というのは当然難しゅうございますけれども、例えば、何年計画で進めるというようにやっていただければというふうに思います。

次に、設置する場合、どのような課題が本市にはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

設置に当たりましては、設置場所、運営体制、対象とする児童生徒の明確化と基準設定、教育課程の編成、児童生徒の状況に合わせて対応する教職員数の設定と確保、設置場所までの交通手段、運営費用等、検討すべき課題が多くございます。まずは、既存の適応指導教室での支援体制の充実、民間のフリースクールとの連携の強化を推し進めながら、これらの課題についても必要に応じて検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

幾つか課題を答弁されましたが、課題が多いからできない、少ないからできるということではないと思いますが、全て飯塚市の子どもですということ、今後10年、20年、30年、この不登校については、エンドはないのではないかとこのように思います。例えば30年後に、こういう問題というか、社会問題になったときに、例えば、飯塚市は不登校特例校を設置していないとなったときに、10年前にこういう課題があったものですから、できておりませんということにならないように、先ほどの課題も、高い低いはあるかと思いますが、乗り越えられない課題はないというふうに考えます。ぜひとも、よろしく願いいたします。

次に、今後の取組について、不登校児童生徒の支援策の充実はどのように取り組んでいかれるのか、よろしく願いいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

支援策の充実への取組でございますが、先ほども答弁のほうをさせていただきましたように、本市では不登校傾向にある児童生徒、また現在、不登校状態にある児童生徒に対して様々な取組を実施しております。今後の本市の不登校児童生徒の支援については、既存の体制の充実や取組の改善を含め、今後とも総合的な観点から取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、保護者への取組の周知や連携を継続するとともに、フリースクールとの連携の充実を図ってまいります。また、学校内フリースクールの設置等、個別の支援を行う場の設置や環境の整備に努めてまいります。併せて、繰り返しの答弁となりますが、学校の教室とは異なる場での学習の充実を図るため、ICTを活用したオンライン授業や家庭でのタブレット端末を使用した学びの推進とICT環境の充実や、本年度初めて実施したスクールソーシャルワーカーの拠点校巡回型での取組状況を整理・分析し、今後の効果的な支援体制の構築を図ってまいります。

また、取組の一環として、先ほど議員のご質問にありました不登校特例校につきましては、先行設置校の情報等を把握し、調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

先行設置校の情報等、視察等もあれば、私も一緒についてまいりますので、よろしく申し上げます。

飯塚市が目指すまちづくりということで、市長のほうもおっしゃっておられます全ての市民とその未来のために幸せを分かち合えるまちづくりを目指していただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、不登校の児童生徒は8年連続で増加しており、全国で19万6127人となり過去最高となっております。文科省は6月10日に、不登校に関する調査研究協力者会議の報告書を取りまとめた中に、不登校の考え方として、登校という結果のみを目標とはせず、社会的自立を図り、状況によっては休養が必要であり、学校に行けなくても悲観する必要がなく、様々な教育機会を活用することが必要というふうに報告されております。そして全国の教育委員会等へ周知をされているところでございます。

冒頭にも述べましたが、私たち大人が誰一人取り残さないとの強い思いで、子どもたちの苦しんでいる心の内を聞き取ると同時に希望を持って社会に送り出せる、私たち大人の責任が大きくなっているというふうに思います。先ほど紹介されました、八王子の市立高尾山学園の黒沢校長は、学校は安心して楽しい場所ということが分かれば、子どもたちは来るようになりますというふうに言われております。ぜひ、飯塚市が、家庭、地域社会、学校の全てが安心安全な場所になることを、一歩も二歩も進めていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。3番 光根正宣議員に発言を許します。3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、今回、「带状疱疹について」お聞きしたいと思います。ここ数年、新聞、テレビ、またネットなどで、带状疱疹という言葉をよく耳にするようになりました。かつてより、この带状疱疹は、ここ福岡では「タズ」と呼ばれ、私の身近な方も何人か、この病気で大変つらい思いをしていた方がいたことを思い出しました。今、コロナ禍にあって、その影響により、带状疱疹を発症する人が増えているのではないかと聞いております。そこでまず、この带状疱疹とはどういうものか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

带状疱疹は、水痘、いわゆる水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、体の左右のどちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって、帯状に生じる疾患でございます。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。日本では50歳代か

ら発症率が高くなり、80歳までには、3人に1人がかかると言われております。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

今のご答弁のように50歳代から発症率が高くなり、加齢に伴い、その発症リスクも高くなり、また生涯で約30%の方が罹患するとのことですが、先ほど申しましたように、新型コロナ禍ということで、10代、20代の若い世代にも発症することも増えてきているようでございます。罹患された方のお話を聞きますと、ピリピリ、チクチクした痛みがずっと続き、服がこすれても痛く、夜も眠れないことがあるそうでございます。

では、これはどういった原因で带状疱疹を発症するのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

子どもの頃にかかった水痘ウイルスが体の中で長期間潜在感染し、加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下が発症の原因と言われています。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

子どもの頃に治っていたと思っていたこの水ぼうそうが、自身の体内にウイルスを抱えたまま何十年もの年を重ね、加齢やストレスなどによる免疫力の低下をきっかけとして、带状疱疹を発症するというのでしょうか。日本人の成人のほとんど、90%以上は、過去に水ぼうそうを罹患した経験があると言われておりますので、大人のほぼ全員の方はそのリスクがあるということになります。では、本市において、どれくらい罹患されている方がいると考えているのか、教えてください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

市全体の患者数については把握できておりません。推計となりますが、国立感染症研究所の带状疱疹ファクトシートによりますと、带状疱疹の罹患率は1.02%と報告されておりますので、飯塚市の人口12万6千人で計算いたしますと、年間約1285人の方が罹患されていると推計されます。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

同僚議員の方も、かつて带状疱疹になられた方、また、今現在、带状疱疹で闘っている方がおられます。では、この带状疱疹の治療法と治療期間についてお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

治療法としては、基本的には抗ウイルス薬による投薬治療となり、塗り薬による治療は補助的な治療となります。また、重症者については、点滴、静脈注射となります。治療期間については、抗ウイルス薬を投与する期間は、通常7日から10日程度となりますが、皮膚の症状が治った後も痛みが残ることもあり、3か月以上痛みが続く带状疱疹後神経痛も、50歳以上で発症した人のうち、約2割程度がかかると言われています。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

主に最初は、皮膚の症状というか、最初はピリピリした感じで、それから皮膚の症状が出るということですが、皮膚症状が治った後も痛みは残り、数か月、場合によっては数年続くこともあると聞いたことがあります。さらに、一度発症して終わりではなく、ウイルスはずっと体内に潜んでおり、数パーセントの割合で再発することもあると聞いたことがございます。その他の合併症、後遺症についてはどうでしょうか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

帯状疱疹は、頭部から顔面に症状が現れることもあり、目の症状として、角膜炎や結膜炎、ぶどう膜炎などの合併症を引き起こすことがあり、重症化すると、視力低下や失明に至ることがあります。その他、合併症として、顔面神経麻痺や耳の表面の耳介と言われるところの帯状疱疹を特徴とするラムゼイ・ハント症候群と呼ばれるものがあり、耳の神経への影響から、耳鳴り、難聴、目まいなどが生じると言われています。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

主に体の、おなかとか背中とか、そういった部分に出ればいいんですけども、顔や頭などに症状が現れたら、日常生活に大変影響が出てくると思います。そこで大事になってくるのは、ウイルスがいつ目覚めるのか分からないこの帯状疱疹を、どうしたら予防できるかであると思います。

では、その予防法として、どのようなものがあるのか教えてください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

発症の原因が加齢、疲労、ストレスなどによる免疫力の低下と言われていまして、規則正しい生活やワクチン接種によって帯状疱疹を予防できると言われています。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

規則正しい生活といっても、現代でストレスのない生活を送るのはなかなか難しいことではないかなと思います。であるならば、この積極的な予防法として、ワクチン接種が効果的だと考えます。本市において、このワクチン接種の周知と取組はどうなっていますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在、本市において、帯状疱疹のワクチン接種の周知については、特別な周知活動は実施いたしておりません。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

そうですね。あまり聞いたことがございませぬし、ホームページにも載っていないのではないかなと思います。まだまだこの帯状疱疹自体の情報がなかなか知らされていないことと、このワクチンで予防できるんだということも、あまり知られてないと思います。市民の方々が、この帯

状疱疹に関する正しい知識が持てるよう、また、ワクチン接種に対する認知度を高めるため、積極的な周知活動をお願いしたいと思います。

では、このワクチンについて、どのようなワクチンがあるのかお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

平成28年3月に、50歳以上の方に対する带状疱疹の効能・効果が追加され、带状疱疹の予防を目的に、ワクチンの予防接種が任意接種で可能となっております。带状疱疹のワクチンには2種類あり、平成28年に認可された「弱毒性水痘ワクチン」と、すみません、西暦で申し上げます。2020年に認可された「シングリックス」の2種類がございます。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

50歳以上の方が対象のワクチンの予防接種が可能になったということですが、その2種類、生ワクチンと不活化ワクチン、それぞれのワクチンの予防効果と費用についてお答えください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

带状疱疹ワクチン接種の目的は、带状疱疹の発症率を低減させ、重症化を予防することですが、ワクチンは带状疱疹を完全に防ぐものではなく、先ほど紹介した水痘ワクチンの発症予防効果は51.3%、シングリックスは50歳以上で97.2%、70歳以上で91.3%から97.9%で、長期予防効果としては、水痘ワクチンが約5年で効果がなくなり、シングリックスの予防効果は9年以上で、8年経過でも84%の有効率となっております。費用については、水痘ワクチンが約8千円、シングリックスが1回当たり2万2千円の2回分で、4万4千円ほどかかると言われております。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

シングリックスの予防効果は非常に高く、長く効くようでございますが、この費用については2回で4万4千円と、かなり高額だと思います。耐えられぬほどの痛みを伴う病気にはなりたくないけれど、いつ発症するか分からない病気の予防に、これだけの金額を使うには、やはり二の足を踏んでしまうのではないかと思います。

他の自治体では接種費用の一部を補助する事業を展開されていると聞いておりますが、その先進事例について教えてください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

令和4年8月現在で、全国で名古屋市など37の市区町村が、いずれかのワクチンか、両方の接種費用を軽減する制度を設けており、県内では太宰府市が実施しておられます。太宰府市の助成内容としましては、ワクチンの種類にかかわらず、1人1回まで接種費用1万円を上限として助成されております。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

この37市区町村以外にも、多くの自治体において、公費助成の審議がされているとお聞きい

たします。成人の帯状疱疹ワクチンについては、国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）におきまして、ワクチンの定期接種化に向け、効果や安全性について慎重に議論が行われているようでございますが、いまだ定期接種化には至っておりません。本市として、今後、どのような方針なのかお聞きいたします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

国においても、専門委員会において定期接種化について議論が交わされておりますが、結論には至っておりません。ワクチンで防ぐことが可能な病気につきましては、病気を防ぎ、健康寿命を延伸する観点から、有効なワクチンの活用を考慮していくべきだと考えております。一方、定期接種導入後に副反応が社会問題となってしまったワクチンもあり、今後も注意が必要だと考えております。本市といたしましては、帯状疱疹だけではなく、感染症のワクチンに対する公的助成につきましては、効果とリスクの見極めが重要となりますので、厚生労働省の審議動向も踏まえ、保健所などの感染症の専門機関とも相談しながら、検討してまいります。

○議長（秀村長利）

3番 光根正宣議員。

○3番（光根正宣）

ぜひともよろしく願いいたします。まずは市民の皆様、この帯状疱疹の正しい情報を周知していただきたいとお願いいたします。帯状疱疹は、誰もが発症する可能性があります。特に50代から発症するリスクが高くなりますので、50代というと働き盛りの年齢であり、仕事においても重要なポジションであったり、家庭の中では親の介護とか、また家庭を仕切らなければいけなかったりという状況だと思えます。そんな中、予防につながるワクチン接種ができるのであれば、接種したほうが良いと思えます。全額自己負担で行うには高額なため、なかなか接種に踏み切れない方もおられると思えます。一部でも公費負担をしていただければ、ワクチン接種へのハードルも下がると思えます。

先ほど定期接種についてお話ししましたが、たとえ定期接種ワクチンに指定されたとしても、努力義務なし、接種推奨なしのB類疾病の位置づけになるのではないかとこの声もございませぬ。たとえ定期接種化が認可されなくても、市独自で助成ができないものか、前向きに検討していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前 11時27分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。12番 江口 徹議員に発言を許します。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先日、通園バスで子どもが亡くなるという事故がございました。福岡県で同様な事件が起きて、それからその記憶も忘れないうちに、また同じような事故が起きた。事故と言うべきなのか、事件と言うべきなのか迷うところですが、自治体として住民の生命と財産を守る。この大切な仕事をしっかりやらなければならないと改めて感じたところでございます。

今日は、「産業育成について」、そして「生活環境の保全について」、聞いてまいります。特に後段の生活環境の保全については、先ほど言いました住民の生命、財産に関わるところでござ

います。しっかりとした議論ができるよう、お願いしたいと思っています。

まずは、「産業育成について」ですが、近年、インターネットやスマートフォンなどの普及によって、様々な分野でいろいろな新しい仕事の仕方というか、取組が出てきております。そのうちの一つで、シェアリングエコノミーというサービスが少しずつ出てくるようになりました。このシェアリングエコノミー、まずどういったものなのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

シェアリングとは共有すること、エコノミーとは経済の意味で、シェアリングエコノミーとは、空間や物、個人の能力や技術などを貸したい人、売りたい人、提供したい人、利用したい人が共有する経済モデルのことと認識をいたしております。デジタル庁のホームページを引用しますと、シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動のことで、インターネットや情報技術の普及、高度化に伴い、空き部屋、会議室、駐車スペースや衣服のシェア、家事代行、育児代行、イラスト作成のマッチングなど、多様な分野で活用されているものがございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

言われるようにいろいろな形が出てきています。飯塚市でも、一部、市役所の前に貸自転車というふうな形でサービスがございました。これについては、残念ながら撤退しましたが、駐車場を見てみるとカーシェアという看板が付けてあって、そちらに車が置いてあったりすることもございます。また、ルームシェアであるとか、いろいろなものが出てきています。これもやはりIT、ICTの技術向上、ある意味スマホ1つで、いろいろなことができるようになった。その一つであると考えています。

では、このシェアリングエコノミーについて、政府の方針はどのようになっているのか、ご案内ください。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

令和3年6月18日に閣議決定されました、「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」においては、シェアリングエコノミーについて、「消費者等の安全を守り、信頼性を向上させつつ、イノベーションと新ビジネス創出、非常時等における支援の多様化、ひととひと・地域の新しいつながりの創造等の観点から、更なる社会への浸透・定着を促進する」とされております。また、「地域におけるシェアリングエコノミーの活用を推進するため、地方公共団体向けハンドブックの周知を図るとともに、シェアリングシティ推進協議会との連携により地方公共団体等とともに公共サービスとしての新たな活用モデルを検討していく。」とされております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

政府としても有望な分野と考えて、地方公共団体等とともに、公共サービスとしての新たな活用モデルを検討していくというふうなことであります。

では、このシェアリングエコノミーについて、飯塚市ではどういった動きがあるのか、把握しておられれば、その取組内容についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

先ほど少し質問議員が触れられましたけれども、本市では平成30年9月から令和2年9月までの約2年間、民間企業によるGPS機能付自転車を用いた民間シェアサイクルの実証事業を行いました。利用者が少なく、実際のビジネスには至りませんでした。また、令和元年度にシェアリングエコノミーのプラットフォームを提供するIT企業を誘致し、同社は飯塚市新産業創出支援センターに入居しましたが、コロナ禍でもあり、利用者数は伸びず、令和2年度末に退去しております。一方で、シェアリングエコノミーは、インターネット上の商取引など、様々な分野で活用されていることは認識をいたしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

民間の動きはそういった形ということが分かりました。

では、飯塚市としては、このシェアリングエコノミーにどのように取り組んでいるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

行政経営部長。

○行政経営部長（東 剛史）

現状では特に取組を行っておりませんが、先ほどの答弁でありました地方公共団体向けハンドブックにもありますとおり、今後、民間事業者によるプラットフォーム等の検討がなされる際には、必要に応じて調整等の役割が出てくるものと認識をいたしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

残念ながら市としてはまだやっていない。片一方で民間での検討がなされるときには、必要に応じて調整等の役割が出てくるというお話ではありますが、ただ片一方で考えていただきたいのは、多分、皆様方はいろいろところで、物を所有するというふうな形でやっているんだけど、買った買ったんだけど、年に一遍しか使わない物というのはやはりあるわけですよ。本当に使用頻度が少ない物があるわけですよ。では、それをその形のまにするのか、それとも共有というふうな形でしてやるのか。がらっと発想の転換があると、そこでお金の使い方が変わるわけです。例えば、植木のやつをやらなくてはいけないので、背の高い2メートルぐらいの脚立を持っているんだけど、これを年に一遍しか使わないんだよねというところが住宅地の中で100軒のうち10軒もあったと。でも10軒とも年に一遍しか使わない。残りの90軒はあるといいなと思っている。だけれど、ちょっと買うまではないよねと思っている。ではそうすると、そのときに貸し借りというか、ところが今までは、あなたは持っているよね、コンコンとしてあなたは持っているよねと、貸してくれないというのはちょっとやはり厳しかったと思うんですけど、それがITの力を利用して、それを登録して、空いているねと、ある意味適当な対価をお支払いした上で、借り入れる形ないし共有する形、自治会でそれを持っておこうとか、そういうふうな形になると、全然そのお金の使い方が変わるんだと思うんです。だって家に置いておくのは邪魔ですよ。

また、住まいの形も変わるんだと思います。例えば市営住宅、戦後に住宅がない頃に関しては、住宅供給なくしてはいけないので、公共が、自治体が用意していたと思うんですが、ところが今となっては、空き家がこれだけ多い時代になってきた。その中で、まだ公営住宅を造るのか、それともそのやり方を変えて、民間の空いている部分を使わせていただく、ないし市営住宅は造るんだけど、例えばルームシェアみたいな形をとりながら、人々が触れ合うような住宅の形を考

える等々、いろいろな形があり得るんだと思うんです。そういった中で、飯塚市としてもこのシェアリングエコノミー、シェアリングという考え方、共有という考え方を行政の中に持ちながら、ある意味モデルを作って、こうやると皆さんが喜ぶんだと、こんな形で進めていこうとなると、かなり生活は変わると思っています。

産業政策はいろいろなことをやるんですけど、例えばブロックチェーンは、今、飯塚市としてはブロックチェーンストリートとか、ブロックチェーン都市宣言をして、非常に強く進めようとはしているんですけど、ただこれはやはり垣根が高いんですよ、一般の方々からしてみれば。何だろうね、気にはなるんですけど、でもそんなに日常生活には関わらないよね。他人事ではあるんですけど、このシェアリングエコノミーに関しては、物の貸し借りがスマホとかを使いながら非常に簡単にできるようになって、自分のを持たなくてよくなると。そういった形で十分に社会を変えるものだと思います。ぜひ、地域経済の活性化のために行政としても、このことを考えていただきたい。

モデル事業として1つ、2つから始めてでもいいですよ。皆さん方の中で、どれが一番共有したいんだろうと、皆さん方が持っていて、持っているんですけど、日常的に使わない物は何だろうというふうなことを考えながら、モデル事業としてやっていただきたいと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

シェアリングエコノミーは、社会全体のデジタル化やコロナ禍におけるワークスタイル、ライフスタイルの変化に伴い、今後も多様な分野で広がりを見せるものと認識をしております。シェアリングエコノミーの代表的な例としましては、消費者同士が個人間で物品の売買を行うビジネスや、その他にも民泊ビジネス、モビリティのシェア、また就業機会の創出として、シェアオフィスやクラウドワーキングなどが挙げられるかと思えます。さらには、シェアリングエコノミーサービスを提供する民間事業者と連携することで、地域経済の活性化のみならず、空き家問題や子育て支援、地域交通をめぐる問題など、地域が抱える課題の解消にも活用が期待できるものとなっております。本市といたしましても、シェアリングエコノミーに取り組む企業につきましては、実証事業のフィールドづくりや販路開拓、新商品開発などの状況に応じた支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

先ほど言いましたように、何でもいいです、モデル事業として取り組まないし、例えばそうやってシェアリングエコノミーとか、シェアリングというふうなビジネスのやり方でやるのでしたら補助金を出しますとかいう形でもいいと思うんです。ちょっと考えると、先ほども幾つかお話ししましたが、例えば50戸ぐらいのマンションがあると。下に機械式の駐車場があったりとか、平置の駐車場があるんですけど、だんだん高齢化になってきて、そんなに日常的に車を使わなくなってきた。だけれども時々車が必要になった。そのときに個別で車を買っているのか、それともシェアというふうな形で、50戸で3台の車を共有するのか。そしてそのときにEV、電気自動車を入れるのであれば、その充電の部分に関しては、シェアリングでという形を使うのであれば、EVでやるのであれば、充電設備に関して市としては補助金を出しますとかという形でも結構だと思うんです。いろいろなやり方があるかと思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、地場産業の育成と市の事業について、お聞きいたします。さきの6月議会で、移動式観覧席の契約議案が大きな注目を集めました。13者中10者が入札を辞退し、応札した3者のう

ち、1者は飯塚市との取引実績はなし。落札した1者は、取引実績累計といってもそんなに多額の取引があったわけではない。もう1者は、市が関連する会社。また、議案を審議した6月の協働環境委員会や、入札制度を審査している8月の総務委員会での質疑を聞いても、例えば、資料は出せません、質問には答えられませんとの答弁も多く、疑問は一向に減りませんでした。議案自体は可決されたものの、これって、公平な入札が行われたのかという疑いは晴れませんでした。

その結果、多くの議員が反対に回りましたし、傍聴されていた市民からは、今、百条委員会の設置を求める請願も提出されています。また、入札制度については総合評価方式をめぐって、請願が出され議会では採択となりました。企業の方々にお話を聞くと、飯塚市の仕事をやろうと思っても、公平な入札が期待できないのであれば、じゃあもうここで商売するのをやめようかと、別の地域で頑張ればいいというお話さえ聞こえてくるんです。行政の発注が公平・公正でなかったら、信頼されるものでなかったら、企業は参加する意欲を失いますし、結果として飯塚市の産業自体が意欲低下、結果として、衰退するかもしれません。その点をしっかり考えなくてはならないと思っています。

その中で、移動式観覧席について、数点のみちょっと聞かせてください。さきの協働環境委員会ないし本会議の質疑の中で、2者から見積りを取ったという話がありました。その際、担当課は契約課とは協議をしたのか。その見積書を取るということについて、誰が決めたのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

参考見積りを取るときに、契約課とは協議したのかということですが、指名業者の業種をどこにするのかということにつきましては、契約課と相談いたしました。どこの業者さんから見積りを取るのかというのは、所管のスポーツ振興課のほうで決めました。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それでは、その2者について、担当課で決めたということですが、なぜその2者から見積りを取ることを決めたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

参考見積りを取りました2者につきましては、この移動式観覧席の営業にお見えになっていた業者ということでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

最後にもう1点、見積りした際のその商品のメーカーはどこなのか、また質疑の中では他のメーカーでも納入可能ということでした。他のメーカー、当然のことながら見積りのときに参考にしたメーカー、そして納入可能な他のメーカーがあるのであれば、その型番等についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

参考見積りを取ったときのメーカーにつきましては、コトブキシーティングの商品でございました。それから他のメーカーで納入可能かということでございます。私どもが把握しております

移動式の観覧席の販売、作っているところでございますが、その企業さんとしては、コクヨ社で同じような商品といたしましては、エルテックシステムというシリーズものでございます。それから愛知社という会社でございますが、ここはAHPシリーズ、それからアイリスオーヤマであれば、TSMシリーズというようなものが同じようなものでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

仕様書を出しておられますよね。その仕様書で、類似のメーカーさんで該当するような商品があるんですか。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

それぞれ個々のメーカーにこの仕様書に合ったものがありますかというような確認はいたしておりません。ただ、どこのメーカーにつきましても基本的な構造等については、同じような形でございますので、私どもとしてはこの仕様書での納入は可能だという判断をいたしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、納入は可能だと言われましたけれど、仕様書には、部材には何を使う、寸法、そして重さまで決まっているんです。そのことを考えると、似たような物があるからといって、それが該当するかどうかというのは、怪しいものだと思います。ぜひこの分に関しては、改めて百条委員会の設置がなされれば、そこでしっかり調べていただきたいと思いますし、もしくは総務委員会等々での入札の部分でしっかりやっていただけましたらと思っております。

次に、「生活環境の保全について」であります。今回、白旗山のメガソーラー開発について、主に取り上げるわけなんですけど、実は今日、西日本新聞が白旗山についてデジタルの上で記事を出しております。それについて、担当部署としては読まれておられますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

拝見しておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

表題だけご紹介します。「5万枚のパネルに囲まれ、メガソーラーから濁流、生命の危険感じて転居」という記事なんです。航空写真とかを紹介しながら、記事が書いてあるんですけど、この中では、大雨の際に命の危険を感じたので、一家で転居したというお話さえも出ているんです。この白旗山について、私どもは、第2の白旗山をつくってはならないと考えて、メガソーラーの規制条例を今提案しております。この提案しているメガソーラーの規制条例については、協働環境委員会で審議をしていますので、今回については触れません。ただ、今起きている白旗山の状況、そして、今ある現行法制の中で何ができるかということについて、お聞きしたいと思います。

まず、白旗山のメガソーラーについて、改めて経緯、どういった形でできてきたのか、その点をご案内ください。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

白旗山に隣接する林地開発の件につきましては、3か所ございますので、開発区域別に申し上げますと、まず、相田181番134ほかでの開発につきましては、株式会社快適空間FCによる太陽光発電事業として、平成26年5月23日付で、福岡県に対して林地開発の事前協議が提出されました。提出時は、開発予定森林面積が0.9881ヘクタールで、1ヘクタール以下であったため、林地開発許可申請は必要ありませんでしたが、0.6ヘクタールを超えているため、福岡県林地開発行為許可事務取扱要領に基づき、事前協議が行われております。その後、平成26年7月8日付で福岡県から事業者に対しまして、今回の案件は、面積要件から林地開発の許可を要しないこと、計画変更で、1ヘクタールを超えた場合は許可が必要なこと、樹木の伐採に当たっては、伐採届を飯塚市へ提出することの内容で通知がなされております。その後、事業者が計画面積を変更し、開発行為に係る森林の開発面積が2.0664ヘクタールと拡大したため、平成27年3月16日付で、林地開発許可申請書が事業者から福岡県へ提出されております。同年5月13日付で、福岡県より林地開発が許可されております。その後、令和元年9月11日付で事業者より福岡県へ完了届が提出され、令和2年2月14日付で林地開発行為完了確認通知書が事業者へ通知をされております。事業規模としましては、開発区域の全体の面積が4.8185ヘクタール、開発行為に係る森林の土地の面積が2.0664ヘクタールとなっております。

次に、伊岐須1番1ほかでの開発につきましては、合同会社アサヒ飯塚メガソーラーによる太陽光発電事業でございますが、平成27年9月14日付で、林地開発許可申請書が当初の開発予定者であった株式会社一条工務店から福岡県に提出され、平成28年3月31日付で福岡県より林地開発が許可されております。その後、一条工務店から現在の合同会社アサヒ飯塚メガソーラーへと事業が承継され、現在も事業継続中でございます。事業規模といたしましては、開発区域の全体面積が34.1435ヘクタール、開発行為に係る森林の土地の面積が24.7892ヘクタールとなっております。

次に、幸袋747番6ほかでの開発につきましては、合同会社ノーバル・ソーラーによる太陽光発電事業でございますが、平成28年9月5日付で、林地開発許可申請書が当初の開発予定者であった悠悠ホームから福岡県へ提出されましたが、平成28年12月12日に林地開発許可申請が取り下げられております。その後、平成30年4月20日付で林地開発許可申請書が合同会社ノーバル・ソーラーから福岡県に提出され、平成31年1月30日付で福岡県より林地開発が許可されております。その後、令和2年8月21日付で事業者より福岡県へ完了届が提出され、同年10月5日付で林地開発行為完了確認通知書が事業者へ通知をされております。事業規模としましては、開発区域の全体の面積が11.6012ヘクタール、開発行為に係る森林の土地の面積が9.8780ヘクタールとなっております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、3つの事業主体でのメガソーラーの開発が行われているというお話でございました。その一番最初の快適空間FCによるメガソーラーなんですけれども、聞いた話なんで、どうか分からないんですけど、最初の部分に関しては、林地開発の許可等々を取らずになっていたのではないかという話があるとお聞きしたんですが、現状としてはどうだったのか、今お話しになった事前協議の前に何かあるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

○議長（秀村長利）

都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

今、議員ご質問の件につきましては、都市計画法の開発行為による事業がございましたので、都市建設部のほうからお答えさせていただきます。現在、けやき台団地として整備されております。

す箇所につきましては、都市計画法による開発行為により、平成2年12月11日に本申請が行われ、平成3年4月19日に開発許可が出ております。開発行為の完了公告は、平成6年4月1日に行われ、それに伴いまして、開発行為は完了しております。その後の土地の変遷につきましては、都市建設部のほうでは把握できておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

けやき台の上にあるメガソーラーの中で事前協議なり、それからまたその後1ヘクタールを超えたので、許可申請が出されるんだけど、それ以外のエリアはあるんですか、ないんですか。どうなんでしょうか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

もともと林地開発抜きであったエリアと、その後、また増設することによって森林を少し切られましたので、そのときに事前協議が発生しています。その後、さらに3工事目ぐらいで、大きな工事になりましたので、林地開発許可となっていますので、エリアとしては3エリアで多分工事がされたと記憶しております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

一番最初の部分は林地ではなかったもので、林地開発不要というふうなところで着工されたと。その次に林地の部分だったので、ただしサイズが小さかったから、許可申請がなされずに事前協議でなされたと。それからさらに拡大されるということで、トータルとして林地開発が1ヘクタールを超えるので、許可申請がなされて、最後に今の形になったという理解でよろしいですよ。けやき台の方々にしてみれば、それこそ寝耳に水の話で、ぽっといつの間にか着工して、自分の家の上にてきてきたわけです。そしてまた、それがさらに大きくなっていくわけですよ。ある意味、小さなやつでやっていくという、許可逃れと言われるような案件があるんだけど、それと同様な案件ではないかと思ったりはします。そしてまたそれ以降、ノーバルと、今でいうアサヒ飯塚メガソーラーができて、白旗山というのは大きく形を変えることとなりました。市民にとっては、知る機会というのは、どこで出てきたのか、それとまたそれに対してどのように反応されたのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほど経済部長が申しました3か所の太陽光事業の開発につきましては、1千平方メートル以上を超えておりますので、自然環境保全条例上の届出が当然ありまして、条例上の住民説明会がございます。縦覧に、まず届出が出たら30日間付するようになっております。その後45日間、住民の方々からのご意見を頂戴するようになっておりまして、そのご意見を頂戴した後に事業者のほうに見解を求めるようになっておりますので、縦覧に付している間、それと住民説明会での事業内容等々で住民の方がお知りになる機会はあると考えております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今、3つのエリアが全て1ヘクタールを超えているので、住民説明会が必要だ。縦覧等届出が必要で、縦覧になって、そして説明会がある、意見を出せるというお話がありましたけれど、先

ほど確認したように快適空間F Cに関しては、最初は林地開発にかかっていないわけですよ。今言われた最初の着工のときから、一番最初の林地開発以外のところでスタートしたところから、そして住民説明会が必要となる許可申請に至るまで、その間に関しては、知る機会があったのかどうなのか、また時系列的にはどのぐらいになるのか、時間の差があるのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時33分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほどのご質問ですが、快適空間F Cの部分につきましては、私どもの条例でいえば、事業地の面積が1千平方メートル以上であれば、当然届出が森林を開発する事業とか定義づけている部分で該当すれば、届出が必要となりますので、この快適空間F Cの部分につきましては、平成26年5月8日、事業計画の届出がなされておりますので、林地開発のほうに係る部分ではなくて、私どもが知り得たのは全体のパネルが張ってある部分については、当初からちょっとの時間は、差はあったかと思えますけれども、知ってはおりました。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

快適空間F Cについては、一番当初の着工時から市としては知っていたし、それに関して縦覧もやるし、住民説明会もやったという理解でよろしいですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

そのとおりでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

それでは住民の方々は、3つの開発があっている、3つの開発というか、メガソーラーができていますが、それに対して住民の方々はどうされた、どう動かされたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

市民の方々の反応といいますか、今のご質問から言いますと、まず快適空間F Cの部分につきましては、住民説明会の中で参加者の方から2件ほどご意見が出ております。その他もう1つの白旗山も、アサヒ飯塚の部分と、あとノーバル・ソーラーの部分につきましても、アサヒ飯塚の部分につきましては、意見書としましては28件ございました。ノーバル・ソーラーにつきましては156件賜っております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

どういった意見でしたか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

その意見の主な内容としましては、災害に関する事、例えば、敷地からの土砂流出とか、あと集中豪雨とか台風等による災害などのご不安な面、次に、生活環境に関する事、太陽光パネルによる気温上昇や、電磁波や反射光の影響など、その他の部分につきましては、イノシシとか、そういう野生動物のすみかがなくなるなどのご意見を賜っております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

総じて反対ということによろしいですか。造ってくれるなどということによろしいですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

中には、そういうご意見も賜っております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、総体として何割がイエスで、何割がノーでという、どういう感じになりますか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほどのご質問につきましては、どれぐらいがどうだったということまでは、私どもはちょっと把握しておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

考えるに、大勢としては、勘弁してくれと、立地しないでくれというお話だったのではないかと思います。請願等々が出ますよね。住民の方々はどうやって動かれましたか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

今、請願のお話がありましたけれども、快適空間F Cの事業地につきましては、そのような請願は賜っておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

メガソーラーが3つできるんだけど、メガソーラーに対して住民の方々は、おおよそどんな行動をとられたのかというお話をお聞きしております。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

アサヒ飯塚メガソーラーの事業地、伊岐須1番地1ほかにつきましては、その事業地についての事業に関しましては、住民の方々から請願が出ておるのを把握しております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

すみません。先ほどの答弁、ちょっと修正をさせていただきたいと思います。住民の方々の動きとしましては、一条工務店及び悠悠ホームによる大規模の太陽光パネル設置による生活環境悪化に関する請願ということで、平成28年12月2日に市議会議長宛てに提出されております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

今の答弁では、議会に対して請願が出されたというふうなだけしかないんだけど、住民の方々にしてみれば、行政にもお願いに行くし、県にもお願いに行くし、そして議会にもお話しに行くわけですよ。そしてそれぞれの中でも、どうやったらこれを止められるのかという、やりながら行動したんだけど、残念ながらできてしまったというのが現状ですよ。飯塚市は、市としての意見書の中では、住民同意のない開発に対しては反対だという意見書を出した、森林法に関しては、ですよ。市議会も、これについては反対だという請願採択をした。だけれどもできたんです。飯塚市の自然環境保全条例、ついこの前の委員会の中では、メガソーラーに対して、これは強力なんだという話があったかと思います。だから私は改めて現行法制上、これが非常に有効であるのかどうかを確かめるための質疑をやっているわけなんですけれど、皆さん方心配でたまらなくて、そしてまた今日の西日本新聞の報道によると、非常に怖い思いをして転居した方もおられると。そういった中で、今、住民の方々が協定の締結を求めておられます。それに対して市としては、どのように対応されておられますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

条例の条文には、双方または一方から、協定書の締結の申出があった場合は、市として調整を行うということになっておりますので、地域の方から申出がございまして、その調整といひましようか、事業者のほうとお話をする機会を幾度か設けております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

協定は3つの事業者とできているんですか、いかがですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

ノーバル・ソーラーにつきましては、幸袋まちまちづくり協議会との締結を行ったということで把握をしておりますが、ほか、アサヒ飯塚メガソーラーについては、まだ工事進行中でございまして、あと協定書につきましては、運営会社と今、話がなされているという情報は把握しております。快適空間FCにつきましては、協定書の締結については把握しておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

唯一できているのが幸袋まちまちづくり協議会との協定書と言いますが、その協定締結については、市としては関与されたのかどうか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

関与ということではございませんが、お互いにお話をされたということは把握しております。すみません。ちょっと言い換えますと、申出は確かにございましたので、そういう機会を設けるということはしましたが、その話の内容については入っておりません。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

自然環境保全条例に基づく協定を結びたいということなのでしょう、地域にとっては。そして、内容に入らないんだったら、何のためにするの。

今言われた協定書はこれです。「飯塚市幸袋太陽光発電所事業に関する紳士協定書」となっているんです。これをよく見るとびっくりですよ。こんな協定書があるんだなと思うようなやつなんです。最後は自然環境等に関するお約束なんです。見ても、まちづくり協議会側の住所、「福岡県飯塚氏」、飯塚市の「市」って「氏」なんです。まさか、これが十分に検討された協定書と思えないんです。

緑ヶ丘自治会が、協定を結んでくれというふうな形で、協力をしていただきたいというふうな形で、市に何度か来ているかと思いますが、それに対して市はどのように対応されていますか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

緑ヶ丘のほうから何度か来られております。ただ緑ヶ丘は自治会として来られていまして、今、議員がお示しされましたように、まちづくり協議会の組織の中に緑ヶ丘自治会は属されておりますので、私どもとしては、まちづくり協議会とその事業者との間で協定書の締結がされておま

すので、私どもはその調整といいたししょうか、それに対しては対応できませんと、できかねますということでお返しをしております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

違うお話を聞いているんですね。緑ヶ丘自治会ないし、そちらのほうからは、お伺いするんだけど、まず自分たちでノーバル・ソーラー側と協議をしてくれと。何度も差し返させると。書類を持っていくんだけど、書類も受け取っていただけないという話なんです。自然環境保全条例の中では、一方からの申出があったら、ちゃんと調整するというのが条例ですよ。今、幸袋まちまちづくり協議会が入ってやっているんだから、そこには対応できないという話なんですけど、おかしくありませんか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

先ほども申し上げましたけれど、まちづくり協議会の中に緑ヶ丘自治会も属されておまして、まずは、その協定書を結ぶに当たって、多分、まちづくり協議会の中でするお話、協議、検討はなされているというふうに思っておりますので、緑ヶ丘自治会単独でノーバル・ソーラー、事業者との協定書の締結ということになりますと、やはりまちづくり協議会との、まず最初にそこでの話を再度やっていただくのが、私は適切ではないかというような思いから、そういうふうな対応をとった次第でございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

市長にお伺いいたします。担当部長はこうやって言うんですけど、一番近くにある住民の方々が協定に基づく調整を求めています。それに対して、今言ったような担当部長のお答えなんですけど、いかがですか。

○議長（秀村長利）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

私も部長の見解と全く一緒でございます。私どもは自治会だとか、まちづくり協議会だとかというようなところを窓口にして話を進めます。進めているのに、片や別の団体と違う話を進めるとかいうようなことになりましたら、私どもと地域、つまり自治会やまちづくり協議会との信頼性を損なうこととなりますので、できましたら、その地域の中で意見調整をしていただいて、お見えくださいというような対応を、基本的にいたすというところでございます。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

現地の方々からは、まちづくり協議会に聞こうとするんだけど、まちづくり協議会の会長は会ってもくれないと。そして、またこれが、協定が結ばれるときには、何らお話はなかったというお話を聞いておりますが、そういったことに関しては、きちんとなされていると確認済みの中で、そういった態度なんですか。

○議長（秀村長利）

市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

私はそういうふうな判断をしております。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 1時59分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

確認はしておりませんが、まちづくり協議会とノーバル・ソーラーとの間で協定書が結ばれておりますので、私どもはもちろんそういう中で検討、協議はされたものというふうに思っております。

○議長（秀村長利）

12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

確認するべきでしょう、最低でも。その上でお話をしなくてはと思いますよ。

時間がないので、次に行きます。自然環境保全条例並びに森林法等々の現行法制があるわけですが、この状況の中で、現行法制の中で、白旗山と同じようなメガソーラー、同じような申請がなされて、できるということはないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（秀村長利）

経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

現行法令でということですが、メガソーラーの開発に限らず、林地開発許可制度につきましては、許可権者である福岡県より許可を受けた場合には、林地開発が行われることとなります。林地開発では、開発行為に係る森林の土地の面積が0.6ヘクタール未満の場合には、林地開発許可制度による規制はなく、許可は不要ですが、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合には、林地開発計画事前協議が必要となっております。さらに、1ヘクタールを超える場合には、林地開発許可制度に基づく申請が必要であり、その内容が許可の要件を満たしているのか、審査基準に基づく審査の後、許可された場合に開発行為が行われることとなっております。

○議長（秀村長利）

江口議員に申し上げます。ただいまの質問は、江口議員ほか7名より提出されております「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の審査と重複する内容になっておりますので、上程議案に対する一般質問を行わないことを申し合わせており、現在、協働環境委員会において議案の審査中であります。そのことをご理解の上、この質問をこの程度にとどめていただき、次に進んでいただきますようお願いいたします。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

いや私が聞いているのは、あくまでも私どもが提案している条例ではなく、今の現行法制がメガソーラーに対して、いかななものかというふうなところなんです。自然環境保全条例、今ある自然環境保全条例で、メガソーラーに関しては止まりますか。

○議長（秀村長利）

江口議員に申し上げます。現行法制下でどのような問題が想定されるか否かなどの内容は、明らかに「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」の審査と重複する内容となっておりますので、その辺をよろしく願いいたします。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

では、それでは、担当委員会でぜひその部分をきっちりとやっていただきたいをお願いをしておきます。

最後になりますが、現実にけやき台だったりとか、高雄であったりとか、緑ヶ丘の方々とかは非常に困っておられます。そして、できてしまったものに関して、何とか少しでも自分たちを守るために、役立つような協定を作りたいと思っておられます。ぜひそれについては、しっかりと現状のまちづくり協議会との協定が有効かどうか、併せてしっかり審議した上で対応していただきたい。また、併せて自動車学校の裏側、あその部分とかは森林開発にも当たらないわけですよ。あのような状況は、至るところでできるわけです。そういったことを考えると、それをどうやって対処するのか、ぜひしっかりと住民の生命、財産をどうやって守るのか、しっかりと市役所全体として考えていただきたい。そのことをお願いして質問を終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。17番 福永隆一議員に発言を許します。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

本日最後の一般質問になります。暫時休憩がないようにしっかり答弁してもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

今日は「消防団の処遇改善について」、それと「コロナウイルス陽性患者等への支援について」、それと「嘉穂劇場について」、3つお聞きしたいと思います。

「消防団員の処遇改善について」お聞きします。まずは国からの改善内容についてです。報道でもあるように異常気象や地殻変動によって激甚化が進んでいます。その中で、地域の安全を守るため、消防団の役割は欠かせないものだと考えております。そうした消防団員に対し、適切に処遇改善されているのか、国の取組について、答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化、激甚化が進み、消防団員一人の役割が大変重要なものになっております。こうした消防団員の苦勞に報いるため、報酬、出勤手当をはじめとした団員の適切な処遇の在り方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、総務省消防庁において、令和2年12月に消防団員の処遇等に関する検討会が設置され、令和3年6月までに計7回の会議が開催されております。その協議の結果について、令和3年4月に中間報告、令和3年8月に最終報告として答申があつており、この答申を基に、消防庁では都道府県を通じて、各市町村への改善通知がなされたところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今、国の取組を答弁いただきましたが、その中で、令和3年4月13日付消防地第171号、消防庁長官通知があつていると思いますが、その内容について、答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

通知には、消防団員の処遇等に関する検討会において、中間報告が取りまとめられたこと。また、中間報告を踏まえ、出勤報酬の創設や年額報酬及び出勤報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を取りまとめたこと。市町村にあっては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条において、国及び地方公共団体は消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとするとしてされていることを踏まえた適切な対応に取り組むこと。都道府県にあっては、都道府県内の市町村に対し、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されること。なお、本通知は消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出されるものであること。という内容となっております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今の答弁の中で、国が消防団員の報酬等の基準を定めたとありましたが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

内容につきまして原文のまま答弁をいたします。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。第1、非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とする。第2、年額報酬の額は、「団員」階級のものについては、年額3万6500円とする。「団員」より上位の階級にあるもの等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるように定める。第3、出勤報酬の額は、災害に関する出勤については、1日当たり8千円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。第4、報酬等は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。となっております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今、答弁のあった取組は、いつから行うことと指導があっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和4年度からの改正として指導があっているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

次に、本市を含む現状等についてお聞きします。今の答弁に関して、飯塚市の現状を確認したいのですが、まず年額報酬について、現状の答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市の消防団員報酬については、飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例において、報酬額を定めております。団員が年額2万1000円、班長が年額2万2700円、部長3万3600円、副分団長5万9000円、分団長7万9000円、方面隊長9万5500円、副団長10万4900円、団長15万3500円となっております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

次に、出動報酬についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本市におきましては、出動報酬としての規定はございません。出動報酬の代替といたしまして、災害出動に関しましては年間2回分を、また、春季、秋季の火災予防週間に係る夜警出動に関して年間2回分を、訓練等の出動に関しましては、その出動回数分を消防団運営交付金として、各分団に支給をいたしております。また、幹部会議や方面隊会議などの主要会議に関しましては、その回数分をそれぞれの出席者に対して、費用弁償として支給をいたしております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

団員報酬の支給について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

消防団員報酬につきましては、市より各分団に支払いを行い、各分団を通じて各団員に支払いが行われております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

消防庁長官通知のあった以降、飯塚市では消防団に対し、どのような対応を行ったか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和3年4月の消防庁長官通知以降、令和3年度におきましては、消防団の報酬改定に加えまして、消防団の運営費や支給方法等の改正も必要になることから、消防団との協議を終えていない状況でございました。令和4年度に入りまして、まず、令和4年4月22日の消防団幹部会議において、非常勤消防団員の報酬等の基準について、国から通知があったことと併せまして、当該通知に基づく処遇の改善等について、令和5年度からの飯塚市消防団員報酬改正について、早急な検討を進める旨の報告を行っております。また、次の開催であります令和4年6月16日の同幹部会議において、飯塚市の方針等について説明を行い、一定のご理解を得たところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

それでは、福岡県内各市町村の取組状況は把握しているか、お聞きします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和4年4月28日に消防庁から発出された消防団員の処遇改善に係る対応状況調査の結果等についてに基づきまして、令和4年4月1日時点での都道府県別処遇改善対応状況について、福岡県におきましては、県内60団体中、年額報酬について基準以上を満たしているものが43団体、出勤報酬について基準以上を満たしているものが37団体、直接支給について年額報酬分の実施は37団体及び出勤報酬分の実施は37団体であると承知いたしております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今後の対応についてですが、県内においても徐々にではあるが処遇改善が進んでいると把握できました。それでは、飯塚市の取組状況について、既に消防団との協議が進んでいるとのことですが、それぞれどのような内容であるかを確認します。まず年額報酬について、どのように考えているか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

年額報酬につきましては、国の示す基準を下回っています団員、班長、部長職について、基準以上の報酬額とするように考えております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

次に、出勤報酬について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

出勤報酬につきましては、災害対応等に要した時間について、国の示す日額8千円を上限に、時間区分を設けて支給するよう調整を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

報酬の支給について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

支給先につきましても、国の示す基準どおり、個人宛てに個別に支給することといたしております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

私自身も消防団員であり、今まで報酬については分団へ支給をされており、分団運営には大き

なメリットがあったと考えますが、これまでどおりの支給方法や、それに類似する支給方法は考えられなかったかについて、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

今回、国の基準が示されておりますが、その決定の基となりました消防団員の処遇に関する検討委員会におきましても、質問議員が言われますような議論はなされております。その中で、報酬につきましてもは労働の対価であること、団員個人に確実に渡るものであること、透明性があること等の理由によりまして、団員個人への直接支給を徹底すべきとの決定がなされております。本市におきましても、同様の取扱いで調整を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

消防団との調整を図る中で、問題点の提起などはあっているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

消防団の幹部会議等におきましては、年額報酬が団員個人に直接支給となることで、平時の訓練や機器点検などの参加数が減少することが懸念されるとの意見があったところでございます。この対応といたしましては、国は年額報酬の基本として、平時の活動である機器の点検や、即応体制をとるための訓練や必要な作業についても支給するものと位置づけておりますので、本市におきましては、平時の活動に従事しない者に対する報酬の支給方法はもとより、団員の身分を含めた取扱いについても、今後、調整を行うよう進める考えでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

国の指導に基づき、報酬等の改正については、今年度中からでも実施できないのかについて、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

報酬等の改正につきましては、飯塚市消防団員の定数、任命、給与、服務等に関する条例の改正が必要となるため、来年度からの実施に向けて、消防団と併せ、関係部署との調整を進めておりますことから、ご理解をいただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

嘉麻市、桂川町との調整などは行っているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

本件に関しましては、飯塚市、嘉麻市、桂川町の消防団担当部署と本年4月から随時、進捗状況を含め、情報共有に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今いろいろ説明等々、お尋ねいたしました。消防団員は消防団に入団して報酬がもらいたいと思って入っている人はいないと思います。自分が住んでいる地域、街をとにかく守りたいという思いで入っていると思います。自分も東町の大火事、本町の大火事を体験したときに、やはり最前線で一生懸命消されるのは消防署の方です。そのフォローがないと消防署の方も大変だと思います。そのためにも、飯塚市においても消防団員の処遇等の改善に向けた取組について、一定の進捗があっているものを確認しました。令和5年度には実施できるよう、関係各所とのさらなる協議を進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、「新型コロナウイルス陽性患者等への支援について」、お聞きします。本市の新型コロナウイルス陽性患者等への支援内容について、今現在、一時期に比べると陽性者の数も減ってはきていますが、まだまだ気が許せない状況であります。新型コロナウイルス感染者の第7波が到来し、感染力が強いオミクロン株の流行により、全国的に感染拡大の勢いが止まらず、本市においても連日多くの市民が新規陽性者として報告されています。このような方々に対して、飯塚市としてどのような支援を行っているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

現在、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所から陽性者の情報を提供していただき、自宅で療養されている方に必要と思われる情報を取りまとめて郵送いたしております。提供している内容といたしましては、福岡県が作成した新型コロナウイルス感染症で自宅療養される皆様へというパンフレットの写し、20ページの冊子でございます。それから、病状が急変したときの連絡先、新型コロナウイルス感染症の後遺症について、それから、飯塚市要介護者等緊急入所支援事業のお知らせ、飯塚市新型コロナウイルス感染症買物困難世帯支援事業のお知らせ、新型コロナウイルス感染症に関する人権相談の案内、そういったチラシを同封して配付いたしております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅療養を余儀なくされる中、不安を感じている市民が多くいるのではと危惧していましたが、様々な情報を提供されていると聞いて少し安心しました。一方で、現在、家庭内感染が多く、世帯全員が陽性者または濃厚接触者となり、外出ができないために買物などで困っている方も多くいると聞いています。飯塚市では買物困難世帯に対して支援を行っていますが、その概要をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

新型コロナウイルス陽性患者等への支援といたしまして、現在、新型コロナウイルス感染症買物困難世帯支援事業を実施しております。この事業は、世帯に新型コロナウイルスの陽性者が発生し、自宅待機を余儀なくされた世帯において、自宅待機期間中の買物が困難になった世帯等を対象に、生活を維持するために買物等に関する支援を行うものでございます。この事業は令和3年2月にスタートしておりますが、第6波による感染者が増加し始めた本年1月より利用されるようになりまして、3月までに支援を希望された方が67世帯ございました。4月から6月では新規感染者の減少に伴い、本事業の利用も徐々に落ち着き、この間の利用が30世帯となっております。しかしながら、7月になりますと、第7波による新規感染者の爆発的な増加に伴い、利用申込みが急増し、それまでの月平均16世帯に対しまして、7月の利用申込みが64世帯、8月には26日現在の利用申込みが140世帯となっているところでございます。このようなこ

とから、事業をお願いしている事業所におきましても、非常に混み合った状況が発生しておりますことから、生活支援課の職員等も総動員いたしまして、支援物資を配付するなど、市民の皆様に対して迅速な支援に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

飯塚市要介護者等緊急入所支援も実施されているようですが、この事業の概要をお尋ねします。

○議長（秀村長利）

福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

要介護者等緊急入所支援事業は令和3年2月にスタートしております。この制度は、在宅の要介護者、または障がい者の主たる介護者等が新型コロナウイルスの陽性者と判定され、介護等の継続が困難となった場合に、高齢者施設等に短期入所等させるために必要な費用を本市が負担するものでございますが、こちらの制度につきましては、現在のところ、利用はまだありません。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

コロナ全数把握見直しの見直しについて、8月24日に厚生科学審議会感染症部会が開催され、新型コロナウイルス感染症の全数把握の見直しが審議されています。見直しの概要はどのような内容なのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

新型コロナウイルス感染症に係る発生届の重点化は、感染状況によって感染症法に基づく医師の届けに関わる事務負担が増加し、適切な医療の提供等が難しくなっているとの声があることから、発熱外来や保健所業務が極めて逼迫した地域において、緊急避難措置として、発生届を重症化リスクのある方に重点化することを可能とするものでございます。具体的には、都道府県から厚生労働大臣に届けがあった場合には、感染者数の総数と年代別の総数を毎日公表することを前提に、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症の届出の対象を限定するという内容になっております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

発生届を重点化するということですが、どのような方が対象になるのかお尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

対象となるのは、まず65歳以上の方、それから入院を要する方、それから重症化リスクがありコロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断する方、それから妊婦の方となります。この措置が行われるのは当分の間ということでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

それでは、実際に厚生労働大臣に全数把握の見直しの届出をした都道府県はありますか。また、

福岡県はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

届出があった県でございますが、宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県の4県が9月2日から適用されております。また、本日、9月9日より、三重県、長崎県が適用ということになっております。政府が9月26日に全国一律で見直しを実施するという事を明らかにしたことに伴い、福岡県内での全数把握の見直し時期につきまして、福岡県知事は、国の実施に合わせたほうが現場の混乱を防ぐことができるとして、9月26日からの開始を目指し、今、協議調整を進めているということの報道がされております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

本市と保健所との連携について、全数把握を見直し、発生届を重点化することは、発熱外来や保健所の事務負担が軽減され、重症化リスクがある方への丁寧な対応や診察ができる患者の数が増え、よいこともあると思いますが、一方で、先ほどの重点化する対象外の方が、保健所の健康観察や行政サービスが届かないことになるのではないかと大変心配しています。このように把握されなくなる方へのケアについて、本市と保健所でどのような連携ができるか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

福岡県知事は、届出の対象外となる方も不安なく相談でき、医療支援や生活支援を受けられる体制をつくるのが大事と述べられております。このような対応が行えるものと私どもとしては推察しております。本市といたしましては、陽性者への対応は、主体的に関わることはできない事務でございます。保健所業務の補完的な対応となりますので、現在、具体的にどのように連携できるのかをお答えすることはできませんが、福岡県が示す方針に基づき、対応していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

次に、本市と医師会との連携について、保健所との連携については分かりました。それでは同様に、医師会と連携できることがあるのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

医師会との連携ということでございますが、医師会や医療機関は、新型コロナウイルス感染症の対応としては、診療、検査等でございます。このことについても、飯塚市が連携できるということは限定されております。現在の連携といたしましては、飯塚医師会が地域外来検査センターを設置してPCR検査を実施されておりますので、その検査会場の提供、事業への補助金交付、検査センターへの交通手段がない市民の方に対する送迎サービスを実施いたしております。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一つであるワクチン接種についても、医師会と連携しながら進めているというところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

私もつい最近コロナにかかって、10日間ぐらいあれだったんですが、そのときに一番困ったのが、PCR検査を受けるのにいろいろなところに電話して、やはりいっぱいです、いっぱいです、ということが多かったんです。保健所、それと医療機関との連携で限界はあると思いますが、そのときに何かできないと、難しいと思うのですが、ホームページ等でぱっと見れば、ここが空いていますよというのがあれば、何か便利がいいのかなど。それを含めて、今後の取組について、新型コロナウイルス感染症が収束していくのか、先を見通すことは難しいですが、政府としては、9月7日から入国上限を2万人から5万人に引き上げるなど、ウイズコロナへの移行も進められているように感じています。そこで、本市として今後の取組をどのように考えているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

すみません。先ほどの質問にちょっと戻させていただきますけれども、今言われますように感染者が多くなりまして、保健所への電話がなかなか通じないということがございました。それで市役所のほうとしても、ちょうど今、ワクチン接種を土日に行っている関係上、穂波支所の健幸保健課という課の職員が待機いたしておりますので、そこで土日に発熱された方からの電話問合せ等に対して、本日はどこでやっているとか、そういうような対応はさせていただいております。相当やはり困った方がいらっしゃったということは事実でございますが、市としてもできることはやらせていただいております。

それで、今のご質問でございますけれども、現在、本市といたしましては急激な感染拡大を防止するために、市民の皆様には引き続き、基本的な感染対策をお願いすること、市のイベントや行事につきましては、国のガイドラインを遵守し、感染防止対策を講じた上で実施するということとしております。

もう皆さん御承知のとおり、9月7日にコロナ対策に対する政府方針が出されまして、昨日、政府の対策本部から対処方針が示されております。この内容といたしましては、療養解除基準の見直しがありまして、症状がある人は10日間の外出制限が7日になっております。症状がない人については7日から5日というような見直しもあっております。また、イベントについても、大声を出す場合、出さない場合をきちんとエリアを分けることができれば、定員の収容率を上げることができるというような、少しずつですが改善するような対処方針が、実は昨日出ております。本市におきましても、こういった国、県の基本的な方針に沿った中で、よりきめ細やかな感染対策を様々講じてきております。今後、感染対策が緩和されてくることには間違いございませんので、市が実施してきた対策の必要性について、行政アドバイザーで感染症の専門医師に助言、指導をいただきながら、見直す準備も進めております。また方針が決まりましたら、お知らせしたいと思っております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

新型コロナウイルスはまだまだ感染者が多い状況で、中心市街地や商店街にも人が戻ってきていない状況です。新型コロナウイルス感染者が収束に向かったとしても、今の生活に慣れ、すぐには中心市街地に人が戻ってくるとは思いませんが、市民が安心して、一刻でも早く、中心市街地に人が戻ってこれるよう、皆さんと街なかでお会いできるよう、コロナに対する対策や支援について、今後も継続して実施いただけますよう要望して、この質問を終わります。

次に、「嘉徳劇場について」、ご質問いたします。飯塚市文化施設活用検討委員会について、飯塚市文化施設活用検討委員会の開催状況について、嘉徳劇場は令和3年5月に休館し、令和3年9月に飯塚市に寄贈、譲渡とされておりますので、休館から1年以上、飯塚市の所有となっ

て1年が経過しようとしております。一方で、先ほどの質問と関連しますが、新型コロナの影響によって、現在、行動制限はなされていないものの、飲食店等、夜の飲食の利用はかなり減少しているとの報道を耳にしており、劇場周辺の飲食店もまさに客数が減り、非常に経営が厳しいとの話を聞いております。このため、嘉穂劇場の再開が、地域が再び元気になるその起爆剤になってほしいと願って、今回の質問をさせていただきます。

まず最初に、現在、嘉穂劇場の新たな活用策を検討する附属機関、飯塚市文化施設活用検討委員会が設置されていますが、その検討委員会の開催状況から、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関することを審議するための附属機関、飯塚市文化施設活用検討委員会は初回を令和4年3月に開催し、先月8月30日には第4回の検討委員会が開催されております。今後、令和5年1月に開催予定の第8回の会議を経て、答申をまとめていく予定としていただいております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

委員会の構成はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

本検討委員会は15名で構成されております。具体的には、市内大学から経営専門の教授や学生にも参画いただいているほか、市外からは全国の劇場や芸能に造詣の深い方や、全国芝居小屋会議の関係者、また、観光業に関わる民間事業者の方々、行政機関の方、そして公募による委員の方々に参加いただき、様々なお立場から、嘉穂劇場のこれからの活用策について、幅広く審議いただきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

これまでの検討委員会では、どのようなことが協議されてきたのでしょうか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

まず、委員の間で嘉穂劇場に関する共通認識に立つため、嘉穂劇場の国登録有形文化財としての評価や、熊本県山鹿市の八千代座の状況をはじめ、他の芝居小屋との比較から劇場の文化的価値を確認するとともに、劇場のこれまでの興行実績などを確認してまいりました。一方、嘉穂劇場とこれまで様々に関係のあった方々に対するヒアリングを行い、嘉穂劇場のこれまでの評価や、これからの期待することなどを伺った結果を基に、これから再開する嘉穂劇場のあるべき姿など、議論を深めているところでございます。嘉穂劇場が将来にわたって愛され利用されていくためには、子どもたちがいかに劇場に関心を持ってもらうか、また、福岡市や北九州市などとの広域連携の視点を持つことの重要性などが指摘されているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

これまでの検討委員会の議論の中で、嘉穂劇場の課題として見えてきた部分は何かありますか。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

嘉穂劇場が公共施設としての性格を持つこととなったことで、多くの不特定多数の方々にご利用いただくため、どこまでバリアフリーを目指していくかが検討委員会の中で議論されております。皆様御承知のとおり、嘉穂劇場の特徴としては、ます席、栈敷席があります。観劇の際には、これまで座布団を利用して正座で御覧いただいておりますが、このます席があるから嘉穂劇場であるというお声もある中で、正座が困難な方、また正座を嫌う方々が多い現在において、劇場再開の折には、特にます席はこのままでいいのかという議論がっております。

また、劇場前の駐車場についても、街のにぎわいづくりに別の形で使ったほうがいいのではないかと。ただし、再開時に観光バスの受入れ可能な駐車場は確保・整備すべきと、駐車場の在り方についても議論がなされております。

最後に、これまでどちらかといえば、地域との連携、つながりの部分が少し弱かった劇場が今後再開するに当たって、いかに市民から愛される劇場となるかということも、検討委員会の中では課題として捉えられておられます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

今後の嘉穂劇場についてお聞きします。令和3年12月議会で、附属機関の設置のため、条例の一部改正を行う条例が可決されましたが、その際の執行部の説明では、この附属機関で芝居小屋としての文化的価値を損なわない保存の方法や、地域経済の活性化に寄与する活用方策の検討を行っていくとの答弁がございました。現在、設置されている検討委員会において、地域経済の活性化に寄与する活用策についての検討状況はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（秀村長利）

教育部長。

○教育部長（山田哲史）

先ほどの答弁と少し重なりますが、これまでの会議では、嘉穂劇場の文化的価値や特徴、また多くの評価を踏まえた中で、再開する嘉穂劇場が担う性格、またコスモスコモンとの役割の整理など、どちらかといえば劇場そのものの議論を中心に行っており、周辺商業施設との連携や周辺文化施設との連携など、劇場を面的な広がりの中で捉えた議論は次回以降行っていく予定となっております。今回設置いたしました検討委員会の中での審議は、単なる劇場の再開と古きものの保存のみを目指しているものではなく、その活用による街のにぎわいづくり、文化芸術の発信、そして、それが飯塚らしさにつながるための議論であることを確認して、審議を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

街なかの活性化につながるような嘉穂劇場の在り方については、次回以降に検討されるということですので、その結果を待っておりますが、私の思いとしては、例えば、嘉穂劇場が昭和通りに向いていたらどうなのかなとか考えます。嘉穂劇場の再開が、地域が元気を取り戻すチャンスとなるのではないかと考えており、嘉穂劇場の役割に大いに期待をしているところです。市の持ち物になって、街なかの飲食店の、例えばチケットを買ったときにプレミアム商品券ではありませんが、チケットを買えばそれに1千円分の飲食代がついているというような、一つのそういういろいろな考えを検討してほしいとも思っています。来年の夏には、ゆめタウンもオープンすることになっています。現在、ゆめタウンと中心市街地の商店街との連携策が検討されているよう

ですが、そのときに、嘉穂劇場を中心とした交流イベントを企画することで、中心市街地に人が流れてくるような仕組みができたり、嘉穂劇場が再開した際には、これまでどおりの中で飲食ができることを望んでいますが、その際には、劇場内で販売されるお弁当を周辺の店舗に納品してもらうようなことなど、様々に考えられるのではないかと考えております。嘉穂劇場の再開が、飯塚市の地域文化の振興に寄与することとともに、地域のにぎわいづくり、元気を取り戻す機会として、飯塚市の魅力発信につながることを大いに願って、私の一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明9月12日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時57分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	秀村長利	16番	吉松信之
2番	坂平末雄	17番	福永隆一
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	19番	田中博文
5番	金子加代	20番	鯉川信二
6番	兼本芳雄	21番	城丸秀高
7番	土居幸則	22番	松延隆俊
8番	川上直喜	23番	守光博正
9番	永末雄大	24番	瀬戸光
10番	深町善文	25番	古本俊克
11番	田中武春	26番	佐藤清和
12番	江口徹	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	平山悟
15番	田中裕二		

(欠席議員 1名)

13番	小幡俊之
-----	------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事調査係長 刈上 憲隆

書記 安藤 良

議事総務係長 今住 武史

書記 生山 真希

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯 誠

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

教育長 武井 政一

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 久家 勝行

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 渡部 淳二

都市建設部長 中村 洋一

教育部長 山田 哲史

企業局長 本井 淳志

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 長尾 恵美子

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 大井 慎二

